

## 府中市住宅マスターplan検討協議会設置要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、府中市住宅マスターplan(以下「マスターplan」という。)を策定するため、府中市住宅マスターplan検討協議会(以下「協議会」という)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 現状の評価及び分析に関する事項
- (2) マスターplanの目標に関する事項
- (3) マスターplanの推進方策に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、マスターplanの策定に必要な事項

### (組織)

第3 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員6人以内をもつて組織する。

この場合において、市長が必要と認めるときは、委員を増員することができる。

- (1) 公募による市民 2人以内
- (2) 学識経験を有する者 2人以内
- (3) 住宅、福祉等に關係する団体の構成員 2人以内

### (任期)

第4 委員の任期は、第3の規定による市長の依頼があった日から、第2の規定により協議の結果を市長に報告する日までとする。

### (会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事のうち、可否を決する必要がある場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、生活環境部住宅勤労課において処理する。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成14年11月22日から施行する。

2 この要綱は、第4に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。

付 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。